

令和6年12月23日

おかげさまで10年目
国土交通省 東北地方整備局
成瀬ダム工事事務所

「第1回 成瀬ダム水源地域ビジョン策定委員会」を開催します

国土交通省では、平成13年4月に「水源地域ビジョン策定要綱」を策定し、直轄ダム及び水資源開発公団ダムを対象に、ダムを活した水源地域の自立的・持続的な活性化を図ることを目的とした「水源地域ビジョン」を策定することとしています。

成瀬ダムは、令和6年11月にダム堤体の主構造であるCSG打設が完了し、令和9年度ダム完成に向けて活性化策の具体を考える時期となったことから、水源地域ビジョン策定に向けて、水源地域や流域の自治体・住民・関係団体、有識者、ダム事業者等からなる「成瀬ダム水源地域ビジョン策定委員会」を設立し開催します。

【水源地域ビジョンとは】

ダムを活かした水源地域の自立的・持続的な活性化を目的とした「水源地域活性化のための行動計画」で、策定にあたっては水源地域の自治体や地元住民、ダム事業者・管理者等が策定主体となり、流域の自治体、関係行政機関等に参画を得て進めて行くものとなります。

【委員会（一部非公開）】

- 日時：令和6年12月26日（木） 14:00～15:30（予定）
- 場所：東成瀬村防災情報センター 3階 会議室
東成瀬村田子内字仙人下30-1
- 次第：別添②のとおり

【傍聴及び報道取材について】

- 受付は13:30から会場入口で行います。
- 委員会は次第1～5.までを公開としますが、6.議事については非公開とします。
- 委員会終了後、15時半頃より報道関係者を対象に議事内容を説明させていただきます。
- 取材を希望される方は、別添⑥の申込用紙に記載の上、12月25日12:00までにメールまたはFAXにてお申し込みください。

添付資料：①会場位置図、②次第、③委員名簿、④設立趣旨(案)、⑤傍聴規定(案)、⑥取材申込書

発表記者会：秋田県政記者会、横手記者会、秋田魁新報社大曲支局・湯沢支局
日刊秋田建設工業新聞、建設新聞社秋田支局

問い合わせ先

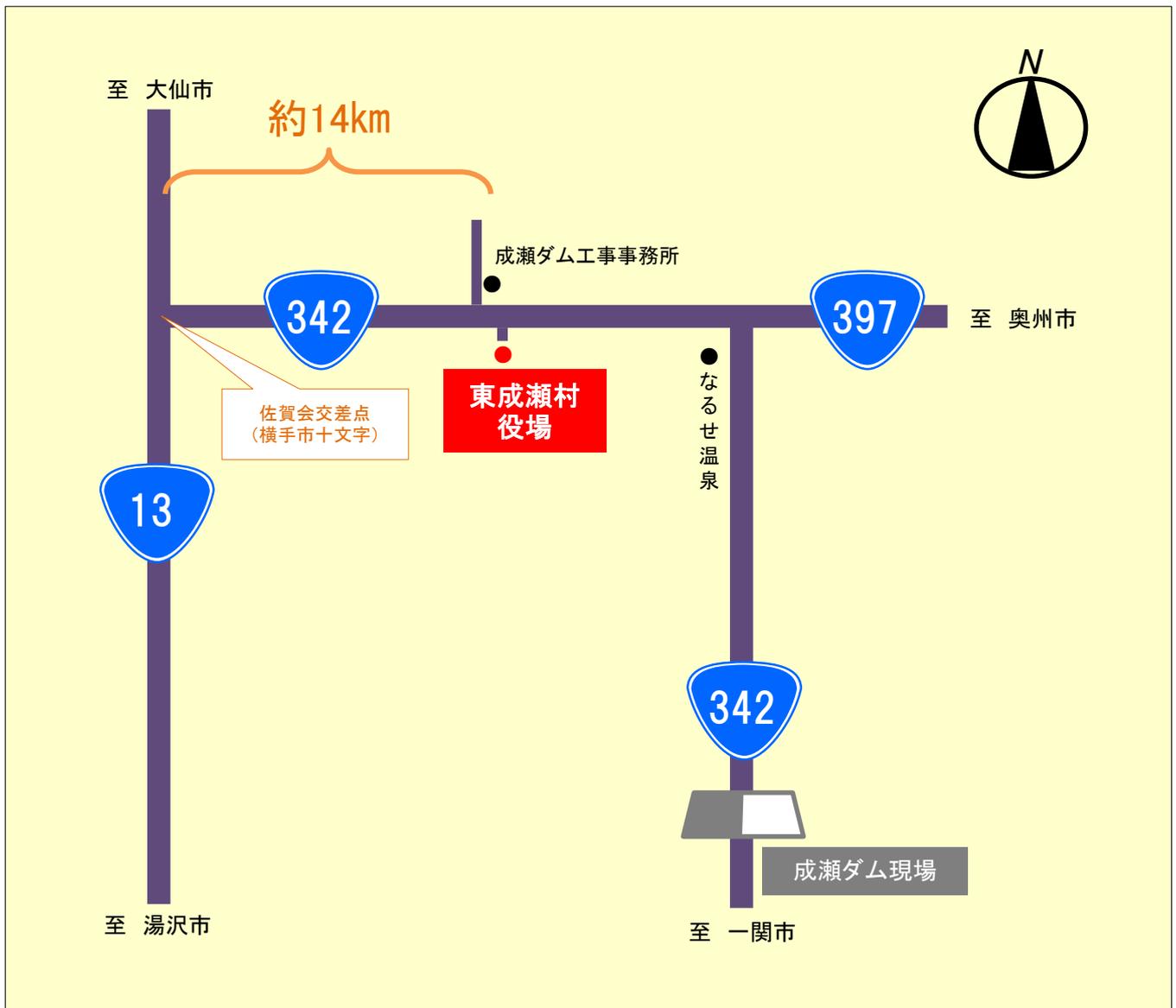
国土交通省 東北地方整備局 成瀬ダム工事事務所
〒019-0801 秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字宮田97-1
電話番号：0182-23-8450（代表）
副 所 長 すがわら たかゆき 菅原 崇之 （内線204）
調査設計課長 てしま ひろゆき 手嶋 洋路 （内線351）

成瀬ダム工事事務所ホームページにも掲載しております。

<https://www.thr.mlit.go.jp/narusedam/index.html>



会場位置図



■ 東成瀬村防災情報センター 3階 会議室
秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下30-1

第1回 成瀬ダム水源地域ビジョン策定委員会

日時：令和6年12月26日（木）14:00～15:30

場所：東成瀬村防災情報センター3F会議室

議 事 次 第

1. 開 会
2. 挨 拶 ：成瀬ダム工事事務所長 安部 剛
3. 委員紹介
4. 策定委員会の設置
 - ・ 設立趣旨
 - ・ 規 約
 - ・ 傍聴規定
 - ・ 委員長選任
5. 報 告
 - (1) 成瀬ダム事業概要
 - (2) 水源地域ビジョンの概要
 - (3) これまでの取り組み
6. 議 事
 - (1) 策定委員会の検討体制
 - (2) 今後の進め方
 - (3) その他
7. 閉会

成瀬ダム水源地域ビジョン策定委員会 名簿

■策定委員会

	所属	役職	氏名	備考
学識経験者	秋田大学 教育文化学部 地域文化学科	教授	林 武司	
観光	一般社団法人 秋田県観光連盟	専務理事	小玉 博文	
水利用	秋田県雄物川筋土地改良区	理事長	柿崎 幹夫	
地域活動	NDM（なるせダムミーティング）取組推進部会	代表	鈴木 実	
行政機関	秋田県雄勝地域振興局	局長	加賀谷 由博	
	横手市	市長	高橋 大	
	湯沢市	市長	佐藤 一夫	
	大仙市	市長	老松 博行	
	東成瀬村	村長	備前 博和	
	東成瀬村 教育委員会	教育長	大沼 一義	
	国土交通省成瀬ダム工事事務所	所長	安部 剛	

「成瀬ダム水源地域ビジョン策定委員会」 設立趣旨（案）

成瀬ダムは雄物川水系成瀬川に建設中の多目的ダムで、洪水調節、流水の正常な機能の維持、かんがい、水道及び発電を目的としています。

近年、ダムは治水・利水としての役割のほか、水源地域の活性化に資する新たな観光資源として期待されています。

水源地域の自立的・持続的な活性化を図るためには、水源地域及び流域の自治体や住民、関係機関等と広く連携していくことが重要です。さらに、活性化にあたっては水源地域や周辺地域が有している地域資源の魅力を最大限引き出し、その魅力と新たに創出されるダムの魅力を掛け合わせ、バランスのとれた流域の発展を図ることが必要です。

成瀬ダムでは、ダムを活用した水源地域活性化のための行動計画「水源地域ビジョン」策定を見据え、平成29年度から水源地域の東成瀬村や流域自治体、地元関係者、ダム事業者等が連携し、活性化に向けた検討や試行に取り組んできました。

ダム建設事業が令和6年11月にダム堤体の主構造であるCSG打設が完了し、令和9年度ダム完成に向けて活性化策の具体を考える時期となったことから、水源地域ビジョン策定に向けて、水源地域や流域の自治体・住民・関係団体、有識者、ダム事業者等からなる「成瀬ダム水源地域ビジョン策定委員会」を設置するものです。

「成瀬ダム水源地域ビジョン策定委員会」 に関する傍聴規定（案）

1. 「成瀬ダム水源地域ビジョン策定委員会」は、原則として公開とする。
2. 会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
3. 会議の傍聴は、次に定めるところにより実施するものとする
 - (1) 傍聴人は、一般傍聴人と報道関係者とする。
 - (2) 傍聴席は、一般傍聴人席と報道関係者席に区分するものとする。
 - (3) 一般傍聴人の定員は、会場の状況により委員長が判断するものとする。
 - (4) 次の事項に該当する者は傍聴席に入ることができない。
 - ア 危険な物を携帯している者
 - イ 張り紙、ビラ、プラカード、のぼりの類を携帯している者
 - ウ 酒気を帯びていると認められる者
 - エ その他、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
 - (5) 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
 - ア 携帯電話は、電源を切るか、マナーモードに設定すること。
 - イ 委員会の会議における言論に対し、拍手その他により公然と可否を表明しないこと。
 - ウ 騒ぎ立てる等、委員会の会議を妨害しないこと。
 - エ 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
 - オ 飲食又は喫煙をしないこと。
 - カ 他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - キ その他委員会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
 - (6) 傍聴人は、委員会で非公開とする議題があったときは、委員長の指示により速やかに退場しなければならない。
 - (7) 傍聴人は、委員会の傍聴に当たっては、委員長及び事務局の指示に従わなければならない
 - (8) 委員会の撮影については開会あいさつまでとし、委員会議事中は撮影しないこと。
 - (9) 委員長は、傍聴人が上記に違反したときは、これを退場させることができる。

第1回 成瀬ダム水源地域ビジョン策定委員会 取材申込書

参加希望者は登録用紙に記載の上、12月25日12:00までにメールまたはFAXで送付してください。参加人数は最小限をお願いします。
(希望者多数の際は人数制限をお願いする場合があります)

【送付先】

成瀬ダム工事事務所 調査設計課
メール: thr-narusedam01@mlit.go.jp
FAX : 0182-23-6359

社名	支局名	氏名	電話番号